

名古屋市がん教育における外部講師の活用事業実施要綱

（目的）

第1条 医師、看護師などの医療関係者及びがん経験者やその家族等を外部講師とするがん教育を実施することにより、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。

（対象）

第2条 外部講師によるがん教育を実施する対象は、名古屋市内の小学校、中学校、高等学校等の教育機関とする。

（外部講師の定義）

第3条 次の各号の者を外部講師とする。

- （1）愛知県のがん教育外部講師リストに掲載された医療従事者
- （2）第5条の規定に基づく名古屋市の登録を受けたがん患者団体等（以下「登録団体」という。）の研修を受けた、または他団体等で同等の研修を受けたと登録団体に認められたがん経験者等

（がん患者団体等の要件）

第4条 がん患者団体等の登録を受けようとする団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）名古屋市の示す一定の水準の研修を実施する団体であること。
- （2）本事業を十分に理解し、実施に協力する団体であること。
- （3）政治的又は宗教的活動を主たる目的としない団体であること。
- （4）暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない団体であること。
- （5）各種法令に違反しない団体であること。
- （6）その他名古屋市が適当と認める団体であること。

（がん患者団体等の登録）

第5条 がん患者団体等の登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を名古屋市に提出するものとする。

- （1）名古屋市がん教育における外部講師団体登録申請書兼変更届出書（様式1）
- （2）研修内容報告書（様式2）

2 名古屋市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、団体登録決定（却下）通知書（様式3）により申請団体に通知するものとする。

- 3 登録団体は、申請内容に変更が生じる場合は、速やかに、名古屋市がん教育における外部講師団体登録申請書兼変更届出書（様式1）を提出し、名古屋市に届け出るものとする。

（実施方法）

- 第6条 外部講師を活用したがん教育を実施しようとする教育機関は、名古屋市が提供するリストより外部講師を選定し、直接依頼する。
- 2 教育機関または登録団体は、外部講師を活用したがん教育の実施の決定後、名古屋市にがん教育外部講師活用状況報告書（様式4）を提出する。
 - 3 教育機関と外部講師は、授業内容について事前に打ち合わせを行い、授業の目的等を共有したうえで授業を実施する。

（守秘義務）

- 第7条 教育機関及び外部講師等は、本事業により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、がん教育における外部講師の活用に必要な事項は、名古屋市健康福祉局健康部健康増進課が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。